

省

令

## 法規的告示

## ○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を改正する省令

厚生労働大臣 福岡 資麿  
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	目次
第一編・第二編 （略）	第一編・第二編 （略）		第三編 衛生基準
第一章～第四章 （略）	第一章～第四章 （略）		第五章 温度及び湿度（第六百六条～第六百十二条の二）
第六章～第九章 （略）	第六章～第九章 （略）		第六章～第九章 （略）
第四編 （略）	第四編 （略）		附則 （熱中症を生ずるおそれのある作業）
			（新設）
第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。		

○農林水産省告示第六百二号  
漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。  
農林水産大臣 江藤 拓  
令和七年四月十五日  
令和七年及び令和八年における漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。  
農林水産大臣 江藤 拓  
令和七年四月十五日  
令和七年四月十五日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあつては七月一日から八月十五日までとする。

## そ の 他 告 示

○中央選挙管理会告示第五号  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に令和七年四月十四日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年四月十五日  
中央選挙管理会委員長 古屋 正隆  
住所の市区町村名まで  
千葉県浦安市  
古屋 氏名  
古屋 正隆

○中央選挙管理会告示第六号  
中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、令和七年四月十四日次のように定めたので告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆  
氏名  
古屋 正隆

住所の市区町村名まで  
東京都文京区  
城島 氏名  
城島 光力

古屋

正隆

氏名

光力

城島

正隆

古屋

古屋

正隆

城島

城島

光力

古屋

正隆

古屋

古屋

正隆

城島